

あべのタスカルにおける防災体験学習プログラム
及び施設体験価値向上に関する検討会議開催要綱

(目的)

第1条 消防局長は、あべのタスカル（大阪市立阿倍野防災センター）の運営において、防災体験学習施設として市民の防災知識・技術を向上させ、社会のニーズに合わせた効果的かつ効率的な管理運営を行うために、有識者等の意見を聞くことを目的として、「あべのタスカルにおける防災体験学習プログラム及び施設体験価値向上に関する検討会議（以下「会議」という。）」を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 防災体験学習施設として、市民の防災知識・技術を向上させるための展示学習内容及び指導要領に関する事項
- (2) 防災体験学習施設として、社会のニーズに応じた効果的かつ効率的な運営の在り方に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから消防局長が委嘱する。

- 2 会議は必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議の座長はメンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第5条 会議は、概ね3年間開催する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、消防局予防部予防課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 10 日から施行する。